

一般社団法人日本ポイントオブケア超音波学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ポイントオブケア超音波学会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、Point of Care(POC)、急性期診療やプライマリケアでの超音波検査を主体として、臨床応用および研究を中心とした情報交換、および超音波検査における最新技術の習得や技術レベルの向上を図り、もって国民の健康に寄与することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 学術集会、講習会の開催
2. 教育プログラムとPoint - of - Care超音波診療ガイドラインの策定およびその普及活動
3. Point - of - Care超音波に適した超音波装置の開発支援
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 正会員 一般会員のうち、理事会の推薦を受けて、社員総会において承認を受けた個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するため入会した前各号以外の個人及び団体

(入会)

第6条 会員（ただし、正会員を除く。）として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 会員は、当法人所定の入会金及び年会費を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人である会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 団体である会員が解散し、又は破産したとき。
- (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、正会員は1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、その会員が正会員であるときは一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員が一般会員又は賛助会員であるときは理事会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所、並びに会員種別を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。ただし、理事会決議によりこれと異なる場所を定め、またはテレビ会議システム等を利用した方法により開催することができる。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうちから2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の設定)

第24条 前条第1項の規定にかかわらず、理事の任期中に、その年齢が満65歳に達した者の任期は、その後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定は、社員総会において満65歳以上の者を理事に選任したときは、これを適用しない。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事長及び出席した理事より選出される議事録署名人1名、並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 諸規定等

(諸規定)

第37条 当法人の運営に必要な規則、規定その他の会則は、理事会において定める。

(事務局)

第38条 当法人には、運営事務を行う事務局を設置する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	谷	口	信	行
設立時理事	野	村	岳	志
設立時理事	木	村	昭	夫
設立時理事	亀	田		徹
設立時理事	畠	二		郎
設立時理事	皆	川	洋	至
設立時理事	古	川	ま	ど
設立時理事	市	橋		光
設立時理事	山	田	博	胤
設立時理事	鈴	木	昭	広
設立時代表理事	谷	口	信	行
設立時監事	渡	邊		至
設立時監事	真	弓	俊	彦